

鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
等の一部改正について

次のように改める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
(鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 1 条 鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年鹿沼市条例
第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまで
の子」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則
で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改める。

第 15 条第 1 項中「規則で定める者」の次に「（第 15 条の 3 第 1 項において
「配偶者等」という。）」を加える。

第 15 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 15 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況
に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資
する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」とい
う。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又
は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認する
ための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4
月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を
知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

別表第1の17の項中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に改め、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする」に改める。

(鹿沼市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 鹿沼市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年鹿沼市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

(鹿沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 鹿沼市職員の育児休業等に関する条例（平成4年鹿沼市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条による改正後の鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。